

※セミナー開始までページを
めくらないでください。

相続税申告の 書面添付制度の効果の実態

税理士法人チェスター
代表 公認会計士・税理士
荒巻善宏



概要と目次

税理士法人チェスターでは99%の相続税申告書で書面添付を行っています。本セミナーでは、書面添付制度を利用するメリットや効果、そして実際に過去税理士法人チェスターで経験した税務署の相続税の意見聴取の現場を解説します。

<目次>

1. 相続税の書面添付制度を利用することで税務調査率は本当に軽減されるか？
2. 書面にどのようなことを記載すればいいのか？
3. 書面添付制度を利用することで納税者にも大きなメリットがある
4. 実際に意見聴取でどんなことを聞かれるのか？対応の方法

書面添付制度とは？

■書面添付制度の概要

書面添付制度とは、税理士・税理士法人（以下「税理士」とする）が作成した申告書について、作成した税理士がどのような項目について、どの資料を、どの程度確認して、どのように検討・判断・調整したのかを記載した書面を添付するものです。さらに、相談を受けた事項等も記載します。書面添付はあくまでも税理士の権利により提出するもので、**その責任は税理士にあります。**

書面添付制度の税理士の責任とは？

■答えは税理士法第46条に

税理士法第46条では、税理士が法第33条の2に規定する書面に虚偽の記載をした場合、戒告、1年以内の税理士業務停止、税理士業務の禁止のいずれかの処分を受けることを特に明記しています。この懲戒規程によって法第33条の2に規定する書面の信憑性が担保されているということが出来ます。

しかし、そもそも税理士には、法第1条に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命があり、脱税相談等の禁止や故意による真正の事実に反した税理士業務の禁止等遵守すべき規程があるので、法第46条もこの延長線上にあるといえます。（近畿税理士会資料より）

1. 相続税の書面添付制度を利用することで税務調査率は本当に軽減されるか？

■税理士法人チェスター実績

年度	前年申告件数	意見聴取実施数	税務調査移行数	否認数
2014年	228件	19件	11件	3件
2015年	264件	13件	3件	2件
2016年	472件	16件	7件	6件

1. 相続税の書面添付制度を利用することで税務調査率は本当に軽減されるか？

■税理士法人チェスター実績

年度	意見聴取率	税務調査率
2014年	8.3%	4.8%
2015年	4.9%	1.1%
2016年	3.3%	1.4%

1. 相続税の書面添付制度を利用することで税務調査率は本当に軽減されるか？

調査官との雑談（雑談と見せかけた内偵活動）

とある税務調査立ち合い時のシーン

荒巻「実際、相続税で書面添付すると調査率って軽減されるんですかね？」

調査官A「正直、軽減されると思いますよ。結局、私たちも数ある申告書の中から調査先を選定する必要がありますんで、書面添付されていると慣れている先生なのかなって思っちゃいますし。あとはぶっちゃけ意見聴取って面倒くさいじゃないですか。」

2. 書面にどのようなことを記載すればいいのか？

■記載内容が良好ではない添付書面とは

2. 添付書面全体に共通する良好ではない添付書面の記載

- ①空欄が多いもの
- ②「特になし」や「特段なし」などの記載が多いもの
- ③每期ほとんど定型的な文章が記載されているもの
- ④どの関与先についても記載内容がほぼ同一のようなもの
- ⑤その関与先固有の内容が記載されていないもの
- ⑥業種、業態、経営状況の中味を評価、分析していないもの
- ⑦決算の修正事項に関し全く記載がないもの
- ⑧記載している項目について明らかに不備があるもの
- ⑨記載内容が具体的でないもの

参考リンク

<http://www.nichizeiren.or.jp/suggestion/siryu-4/15.pdf>（日税連）

2. 書面にどのようなことを記載すればいいのか？

記載内容のコツは「量より質」

調査官の立場になって考えてみましょう。

金融資産の生前贈与・名義預金がメイン

2. 書面にどのようなことを記載すればいいのか？

妻○○名義の○○銀行○○支店の定期預金（8,000万円）は、妻の親からの相続財産を原資として、作成されたものであり、確認したところ、当時の相続税申告書から定期預金相当額の原資の相続を確認することができた。このため妻固有財産であることが確認されたため、今回の相続財産としては計上していない。

3. 書面添付制度を利用することで納税者にも大きなメリットがある

1. いきなり税務調査とならない安心感
2. 加算税がかからないことで実質的にもメリット

国税庁事務運営指針

(問4) 事前通知前の意見聴取の際に非違事項が指摘されることはあるのですか。また、その指摘を受けて修正申告書を提出した場合には、加算税が賦課されることになるのですか。

(答) 意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものであることから、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないので、加算税が賦課されることはありません。

【解説】

従前の国税庁事務運営指針（平成21年7月廃止）においては、「個別・具体的な非違事項の指摘に至った場合には、加算税の問題が生じ得ることに留意する。」とされていましたが、平成25年1月の改正国税通則法の施行に伴い、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、国税通則法第65条第5項でいう「調査があったことにより」という要件を満たさないことから、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないと整理されました。これにより、事前通知前の意見聴取と調査の境界線が整理され、意見聴取という行為の位置づけがより一層明確化されました。

平成28年度税制改正で国税通則法が改正され、過少申告加算税、無申告加算税の取り扱いが下記の通りとなりました。

(改正前)

事前通知後、税務調査前に自主的に修正申告をした場合には、「更正があるべきことを予知していた場合」には該当せず、加算税は課されない。

(改正後)

事前通知後、税務調査前に自主的に修正申告した場合には、過少申告加算税5%又は10%、無申告加算税10%又は15%を課す。

4. 実際に意見聴取でどんなことを聞かれるのか？ 対応の方法

原則：意見聴取では個別具体的事項の指摘はない

国税庁事務運営指針→意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないもの

荒巻印象：肩透かしの時と明らかに特定の論点に興味を持っているときがあります。違いは鮮明です。

理由：

- ①意見聴取の実績稼ぎのために意見聴取をすることがある（やめてほしい）
- ②すでに事前調査を進めていて、特定の論点に疑義がある（有意義）

聞かれること：

事実認定をされることはなく、「どんな作業をしたか？」を細かく聞かれる。例えば、預貯金の通帳確認においてどのような調査を行ったか？等。

本日は、以上となります。